

相生学院高等学校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法の定めに従い、中学校教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、通信による高等普通教育を施すことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、相生学院高等学校という。

(位置)

第3条 本校は、兵庫県相生市野瀬700番地に置く。

(課程、学科、収容定員及び修業年限)

第4条 本校の課程、学科、収容定員、修業年限は次のとおりとする。

通信制課程(単位制)、普通科

収容定員 570人

修業年限 3年以上

第2章 学期及び休業日

(学期)

第5条 学期は2期制とし、各学期は次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (2) 土曜日及び日曜日
- (3) 春季休業日 3月21日から4月5日まで
- (4) 夏季休業日 7月25日から8月31日まで
- (5) 冬季休業日 12月22日から1月8日まで
- (6) 創立記念日

2 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項に関わらず、休業日に授業を行うことができる。又休業日を出校日とし、若しくは出校日を休業日にすることができる。

第3章 教育課程、学習指導、学習の評価及び卒業

(教育課程)

第7条 本校の教育課程は、学習指導要領の定める基準により、別表のとおり校長が編成する。

(学習指導)

第8条 学習指導は、校長が編成する教育課程に基づき、教科用図書、通信教育用学習図書、その他の教材の使用による学習並びに添削指導、面接指導、試験等の方法により行うものとする。

(面接等の指導)

第9条 生徒は、本校において、定められた時数の面接等の指導を受けなければならない。

(学習の評価)

第10条 学習の評価の方法は、校長が定める。

(単位の認定)

第11条 校長は、添削指導、面接指導、試験等の成績を総合判定し、単位修得を認定する。

2 校長は、単位修得を認定した生徒に、成績証明書及び単位修得証明証を交付することができる。

(卒業の認定)

第12条 校長は、卒業に必要な本校所定の全課程を修了したと認めた生徒について、3月若しくは9月に卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

第4章 入学、留学、休学、退学及び転学

(入学資格及び入学時期)

第13条 本校に入学することができる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 海外において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (2) 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) その他、本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 入学の時期は、毎年4月と10月とする。

(教育を行う区域)

第14条 通信教育は全国47都道府県に住所を有する生徒に対して行うものとする。

2 学習等支援施設として、次の学習センターを置き、収容定員を定める。

- (1) 東京学習センター 収容定員 20 名
東京都渋谷区東 1-26-30
- (2) 神戸学習センター 収容定員 20 名
神戸市中央区筒井町 1-3-17
- (3) 明石学習センター 収容定員 20 名
明石市西明石町 5-15-16
- (4) 加古川学習センター 収容定員 180 名
加古川市加古川町北在家 2723
- (5) 姫路学習センター 収容定員 90 名
姫路市古二階町 166
- (6) 三田学習センター 収容定員 20 名
三田市中央町 5-19
- (7) 猪名川学習センター 収容定員 75 名
兵庫県川辺郡猪名川町若葉 2-41
- (8) 多可学習センター 収容定員 5 名
兵庫県多可郡多可町加美区豊部 1879-1
- (9) 宍粟学習センター 収容定員 10 名
宍粟市山崎町塩山 37-17
- (10) 淡路学習センター 収容定員 10 名
淡路市釜口 1326 番地
- (11) 洲本学習センター 収容定員 10 名
洲本市物部 2-14-5
- (12) 岡山総合学習センター 収容定員 10 名
岡山市東区穴甘 65-12
- (13) 尾道学習センター 収容定員 80 名
尾道市東御所町 1-20

(寄宿舎)

第15条 寄宿舎は、これを置かない。

(生徒募集の広告)

第16条 生徒募集に関して必要な事項については、校長が定め、毎年予めこれを告示する。

(出願手続)

第17条 入学を希望する者は、所定の入学願書その他の書類に入学検定料を添え、願

い出なければならない。

(入学者の選考及び入学許可)

第18条 校長は、入学を希望する者には、選考を行い、入学を許可する。

2 前項の規定による選考は、調査書その他必要な書類等を資料として行う。

(入学手続)

第19条 入学を許可された者は、所定の期日までに、保護者（子女に対して親権を行う者、親権を行う者がいないときは、後見人をいう。以下同じ）及び保証人連署の誓約書並びにその他の書類に入学金を添えて校長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、満18歳に達した者は、保証人及び本人とする。

3 手続が、所定の時期までに行われなときは、入学の許可を取り消すことができる。

(編入学及び転入学)

第20条 本校に編入学又は転入学を希望する生徒がある場合、校長はその事情及び適性を審査した上で、これを許可することができる。

(再入学)

第21条 校長は、一旦転学又は退学した者が再入学を願い出た場合は、その事由が正当であると認められたときに限り、再入学させることができる。

(保護者及び保証人)

第22条 保護者は、生徒の責任を負うものとし、常に学校の行う教育活動に協力しなければならない。

2 保証人は、保護者に事故のあるときは保護者に代わり、前項に規定する責務を果たさなければならない。

(保証人の変動)

第23条 校長は、保証人が適当でないとき認められるときは、これを変更させることができる。

第24条 保護者又は保証人が転籍、転居または氏名変更、その他一身上に変動があった場合は、速やかに届け出なければならない。

2 前項の変動が死亡または失踪もしくは破産等に係るものであるときは、改めて保証人を定めなければならない。

(留学)

第25条 生徒が海外の高等学校へ留学しようとする場合は、保護者と連名で願い出て、校長の許可を受けなければならない。

2 校長は前項の願い出が教育上有益であると認められるときは、1年以内の期間で留学を許可することができる。

(休学)

第26条 生徒が、病気その他やむを得ない事由のため、連続3ヶ月以上のレポートを

提出することができない場合は、その事由を明らかにし、保護者（保証人）との連名で休学を願い出ることができる。ただし、疾病による場合は、医師の診断書を添えるものとする。

2 校長は、前項の事由が正当であると認めるときは、休学を許可することができる。
(復学)

第 27 条 前条の規定により、休学中の生徒が、休学期間内に復学しようとするときは、その事情を明らかにし、保護者（保証人）と連名で願い出て、校長の許可を受けなければならない。ただし、疾病による休学の場合は、医師の診断書を添えるものとする。

(退学)

第 28 条 生徒が退学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、保護者と連名で願い出て、校長の許可を受けなければならない。

(転学)

第 29 条 生徒が転学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、保護者と連名で願い出て、校長の許可を受けなければならない。

(出校停止)

第 30 条 校長は、生徒が伝染病に罹り、またその恐れがあるとき、その他必要があるとき認められるときは、その生徒に対し、出校停止を命じることができる。

(除籍)

第 31 条 校長は、次の各号のいずれかに該当する生徒を除籍することができる。

- (1) 正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わず、授業料納入を 3 ヶ月以上怠り、その後においても納入の見込みがないと認めた生徒
- (2) 連続 3 年度間単位未修得の生徒
- (3) 在籍期間が 8 年を超える生徒
- (4) 死亡した者又は不明となった生徒

第 5 章 生徒納付金等

(生徒納付金)

第 32 条 本校の入学金、授業料及び諸経費等は、別表 2 のとおりとする。

2 授業料及び諸経費は、本校に在籍する間は、年度の始めに年度分の前納、若しくは、前期・後期ごとに、各期分を前納しなければならない。

3 既納の生徒納付金は返還しない。ただし、特別の事情があると校長が認めたときは全部又は一部を返還することができる。

(生徒納付金の免除)

第 33 条 校長は、生徒に特別な事情があるときは、別に定めるところにより授業料及び諸経費の全部又は一部の納入を免除することができる。

(物品の弁償)

第34条 校長は、生徒が、本校の校舎若しくは校有物品を損傷又は紛失した場合には、その情状により、その全部若しくは一部を弁償させることができる。

第6章 賞罰

(表彰)

第35条 校長は、学業、人物、その他に優れ、他の模範と認められる生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第36条 校長及び職員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に対し懲戒を加えることができる。

2 生徒に対して行う懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。

3 前項に規定する退学の処分は、次の各号に該当する生徒に対して行うことができる。

- (1) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる生徒
- (2) 正当な理由がなく、学習指導に定める科目の履修が常でない生徒
- (3) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した生徒
- (4) 性行不良で改善の見込みがないと認められる生徒

第7章 教員組織

(職員)

第37条 本校に次の職員を置く。

- (1) 校長 1人
- (2) 教頭 1人以上
- (3) 教諭 17人以上
- (4) 事務長 1人
- (5) 事務職員 1人以上
- (6) 学校医 1人
- (7) 学校歯科医 1人
- (8) 学校薬剤師 1人

2 本校には、前項に掲げる職員の他に、必要な職員を置くことができる。

3 第一項第三号に掲げる教諭は、その五分の一を超えない範囲で、助教諭又は講師を以てこれに代えることができる。

第8章 自己点検等

(自己点検等)

第38条 本校はその教育水準の向上を図り、本校の教育目標を実現するため、教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、前項の趣旨に即し、適切な項目を設定して行うものとする。

第8章 補則

(雑則)

第39条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

- 2 学則は、本校のホームページに掲載する方法により周知する。

附則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、令和7年4月1日から施行する。

(別表 1)

開講科目一覧

教科名	科目名	単位数	履修期別		標準的な履修すべき年次	スクーリング時数 (メディア学習による減免後)	レポート	備考	
			前期	後期					
国語	現代の国語	2	○		1年	1時間	第1～6回		
	言語文化	2		○	1年	1時間	第1～6回		
	論理国語	論理国語a	2	○		2年	1時間	第1～6回	
		論理国語b	2		○	2年	1時間	第7～12回	
	文学国語	文学国語a	2	○		3年	1時間	第1～6回	
		文学国語b	2		○	3年	1時間	第7～12回	
	古典探究	古典探究a	2	○		2年	1時間	第1～6回	
古典探究b		2		○	2年	1時間	第7～12回		
地理歴史	地理総合	2		○	1年	1時間	第1～6回		
	歴史総合	2	○		1年	1時間	第1～6回		
	地理探究	地理探究a	2	○		2年	1時間	第1～6回	
		地理探究b	2		○	2年	1時間	第7～12回	
	世界史探究	世界史探究a	2	○		3年	1時間	第1～6回	
		世界史探究b	2		○	3年	1時間	第7～12回	
	日本史探究	日本史探究a	2	○		3年	1時間	第1～6回	
日本史探究b		2		○	3年	1時間	第7～12回		
公民	公共	2	○		1年	1時間	第1～6回		
数学	数学Ⅰ	数学Ⅰa	2	○		1年	1時間	第1～6回	
		数学Ⅰb	2		○	1年	1時間	第7～12回	
	数学Ⅱ	数学Ⅱa	2	○		2年	1時間	第1～6回	
		数学Ⅱb	2		○	2年	1時間	第7～12回	
	数学Ⅲ	数学Ⅲa	2	○		3年	1時間	第1～6回	
		数学Ⅲb	2		○	3年	1時間	第7～12回	
	数学A	2		○	2年	1時間	第1～6回		
数学B	2	○		3年	1時間	第1～6回			
数学C	2		○	3年	1時間	第1～6回			
理科	科学と人間生活	2	○		1年	4時間	第1～6回		
	物理基礎	2		○	3年	4時間	第1～6回		
	化学基礎	2		○	2年	4時間	第1～6回		
	生物基礎	2	○		2年	4時間	第1～6回		
	化学	化学a	2	○		3年	4時間	第1～6回	
		化学b	2		○	3年	4時間	第7～12回	
	生物	生物a	2	○		3年	4時間	第1～6回	
生物b		2		○	3年	4時間	第7～12回		
保健体育	体育	体育a	2		○	1年	4時間	第1・2回	
		体育b	2	○		2年	4時間	第3・4回	
		体育c	2		○	2年	4時間	第5・6回	
		体育d	2	○		3年	4時間	第7・8回	
	保健	保健a	1	○		1年	1時間	第1～3回	
		保健b	1		○	2年	1時間	第4～6回	
芸術	音楽Ⅰ	2		○	2年	4時間	第1～6回		
	美術Ⅰ	2		○	2年	4時間	第1～6回		
	書道Ⅰ	2		○	2年	4時間	第1～6回		
外国語	英語コミュニケーションⅠ	英語コミュニケーションⅠa	2	○		1年	4時間	第1～6回	
		英語コミュニケーションⅠb	2		○	1年	4時間	第7～12回	
	コミュニケーション英語Ⅱ	英語コミュニケーションⅡa	2	○		2年	4時間	第1～6回	
		英語コミュニケーションⅡb	2		○	2年	4時間	第7～12回	
	コミュニケーション英語Ⅲ	英語コミュニケーションⅢa	2	○		3年	4時間	第1～6回	
		英語コミュニケーションⅢb	2		○	3年	4時間	第7～12回	
	論理・表現Ⅰ	2	○		2年	4時間	第1～6回		
論理・表現Ⅱ	2		○	3年	4時間	第1～6回			
家庭	家庭総合	家庭総合a	2	○		1年	2時間	第1～6回	
		家庭総合b	2		○	1年	2時間	第7～12回	
情報	情報Ⅰ	2		○	1年	2時間	第1～6回		
体験学習	ボランティア	2		○	2または3年	4時間	第1～3回	履修生徒数や実習先の状況により、スクーリングを前期に実施する場合あり	
	漁業	2		○	2または3年	4時間	第1～3回		
	農業	2		○	2または3年	4時間	第1～3回		
総合的な探求の時間	私たちと情報社会Ⅰ	2		○	1年	2時間	第1・2回	履修生徒数や実習先の状況により、スクーリングを前期に実施する場合あり	
	私たちと情報社会Ⅱ	2		○	2年	2時間	第1・2回		
	私たちと伝統・文化Ⅰ	2		○	1年	2時間	第1・2回		
	私たちと伝統・文化Ⅱ	2		○	2年	2時間	第1・2回		
	文化交流と国際理解Ⅰ	2		○	1年	2時間	第1・2回		
	文化交流と国際理解Ⅱ	2		○	2年	2時間	第1・2回		
私たちとこれからの社会	2		○	3年	2時間	第1・2回			

(別表 2)

入学検定料及び授業料・諸経費

(1) 入学検定料

10,000円

(2) 授業料・諸経費

単位：円

	普通科
入 学 金	50,000
授 業 料	250,000
教 材 実 習 費	62,500
施設・設備維持費	30,000
計	392,500

- ・入学金は初年度のみとする。
- ・授業料は1単位につき10,000円とする。
- ・履修した単位数に応じ1単位2,500円の教材実習費をスクーリング費用として徴収する。
- ・上記授業料及び教材実習費は1年間に25単位履修と試算した場合。

平成20年4月1日施行

平成23年4月1日改正・施行

平成31年4月1日改正・施行

令和7年4月1日改正・施行